

共産党要望項目一覧

平成28年度11月補正分

要望項目	左に対する対応方針等
<p>■避難所、避難公営住宅、仮設住宅について</p>	
<p>①体育館での避難所生活で、高齢者が我慢して、疲労が溜まっている。洋式トイレも少なく利用がままならない。洋式トイレ、移動式のお風呂を設置すること。また倉吉の避難所ではテレビもなく情報が入らないので、テレビを設置すること。ダンボールの仕切りが配布されたとのことだが徹底していないので徹底すること。薄い毛布だけでなく布団を支給すること。寒さが増してくるので、風邪やインフルエンザなどの感染症対策を行うこと。</p>	<p>避難所の支援ニーズについては、避難所を運営している被災市町からの要請に対応することは勿論、段ボールベッドや間仕切り、ストーブ等の利用の呼びかけも行っている。引き続き情報連絡員の派遣などによって必要な助言を行うとともに、市町村と連携して避難所の状況把握と迅速な対応に努める。</p> <p>感染症対策については、被災市町に手洗い等の対策やインフルエンザワクチン接種に係る啓発を行うとともに、避難所を巡回する保健師等により感染防止の指導を行っているところである。</p>
<p>②避難所を集約・撤収する動きがあるが、不安で家に帰れない高齢者からは、職員などから声をかけてもらえる避難所の方が安心するとの声もある。避難所の撤収を急がないこと。</p>	<p>被災市町ではアンケートなどによって避難者の状況や希望を確認して、学校に設置した避難所を公民館に変更するなどの対応を行っており、県としても被災市町村と情報共有、連携して、避難されている県民の方の希望を踏まえた支援に努めたい。</p>
<p>③体育館の避難所は、子どもが騒ぐので行きにくいと、地域の公民館で生活している地域がある（福光公民館）。避難所として位置づけ、食事やお風呂券など避難所の支援が行き渡るようにすること。</p>	<p>指定避難所でなくても、避難している住民がいる場合は、食料や情報の提供、保健師等の巡回などによる健康支援などに市町村とともに努めている。</p> <p>※福光公民館については、近傍の避難所（社小学校）と一体的に支援が行われている。</p>
<p>④避難所の毛布は毛羽立ち、アレルギーの子どもが使えない。アレルギー対応の毛布と布団を配布すること。</p>	<p>きめ細やかな被災者ニーズに基づき適切に対応する。</p>
<p>⑤倉吉市の福祉避難所は関金なので、倉吉の人は行きにくいとの声がある。倉吉に福祉避難所を設置すること。</p>	<p>福祉避難所は市町村の判断により開設されるものであり、従来から実情に応じた運用を働きかけているところである。また、一般の避難所においても、実情に応じて福祉的な配慮を行うよう、働きかけている。</p>
<p>⑥温泉旅館のキャンセルが出ているが、温泉旅館を高齢者などの福祉避難所として活用することも検討すること。</p>	<p>福祉避難所とは、協定等により市町村が指定するバリアフリー化された施設で、生活相談員等が配置された避難所である。従来から市町村には、実情に応じた指定・運用を働きかけているところである。</p>
<p>⑦県と倉吉市の公営住宅を提供することのことだが、倉吉の場合個数が多いのが関金で、倉吉の人は行きにくい。避難所にいる、特に高齢者の方が、地域のコミュニティーが壊されず、孤立することなく、次の居場所ができるように、仮設住宅の設置、あるいは民間住宅を仮設住宅として借り上げること。</p>	<p>県では、倉吉市内の県営住宅及び県職員住宅計40戸を提供することとしており、倉吉市においても市営住宅の提供を準備中と聞いている。また、仮設住宅の設置には多大な時間とコストを要することから、まずは、倉吉市内の雇用促進住宅や国省庁の宿舍の確保について関係機関と調整している。</p>

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
⑧仮設住宅の入居対象が、自宅の半壊以上の被害となっているが、不安から家に帰れない人も入居対象とするよう、仮設住宅の入居要件を緩和すること。	上記のとおり現時点で仮設住宅の設置は考えていない。なお、県営住宅及び県職員住宅の被災者受入れについては、提供戸数に限りがあることから、半壊以上で居住ができない被災者を対象に募集を行っているところである。
⑨倉吉の県営住宅でひびが入っていることがわかり、退去するよういわれた人があるので、次の住まいを保障すること。	県営住宅の被災により入居者に退去を求めた事実は確認できなかった。仮に継続入居が困難な場合、他の県営住宅への転居を促すこととしており、退去を求めることはない。
⑩被災者向けの福祉灯油の制度をつくること。	灯油価格は高くないので、被災者には現在準備しているその他の支援策を活用していただく。
■罹災証明書について（再）	
①罹災証明書の発行要件は、災害対策基本法では「住家被害」で判定するようになってきているが、内閣府の資料でも、「住家以外の不動産や家財等の動産被害、被災住民の人的被害等についても、任意に罹災証明書の証明事項とすることが可能」としている。罹災証明書は住宅被害支援だけでなく、税や保険料等の減免制度の利用にも影響する。広く被害を罹災証明書の発行要件とできることを、市町に徹底すること。	災害対策基本法において、罹災証明書の発行は市町村が行うこととされていることから、市町村を対象に平成28年10月25日に倉吉市内で「鳥取県中部を震源とする地震に係る住家被害認定等担当者説明会」を開催し、罹災証明書は「住家以外の不動産被害や家財等の動産被害、被災住民の人的被害等についても、任意に罹災証明書の証明事項とすることが可能」である旨、説明済みである。
②罹災証明書発行のための、住家被害判定は、離れや商店でも「住んでいれば住家」として、広く「住家」として認定するよう徹底すること。	10月25日に開催した説明会において、被災市町に対して、実態に応じて住家と認定するようすでに説明を行っているところである。
③罹災証明書の住家被害判定の「第一次調査」は、「外装被害（屋根、外壁、基礎）」のみの判定であり、「内装被害（柱、床、内壁、天井、建具、設備）」は、「第二次調査」となっている。しかし、「第二次調査」は被災者の申請がないと行われぬ。内装被害があるのに、外装だけを見て、「第一次調査」をクリアせず、罹災証明書が発行されないなどということがないように、「一次調査」で認定に至らなかった場合、すぐに「二次調査」の案内と受け付けを行政側から行うこと。また「二次調査」「再調査」制度があることを住民に周知すること。	今後適宜第二次調査の周知を行うこととする。
■住宅再建支援について	
①雨が降るのに、人員不足でブルーシートはりが追いついていない。ブルーシートはりの支援を引き続き全国に呼びかけるとともに、自衛隊の出動も要請すること。	ブルーシート展張については、県内外のボランティアの募集や、県建設業協会の応援協定に基づく協力などを得ながら実施している。自衛隊には10月21日に災害派遣を要請し、9日間、延べ約620名が給水支援及び防水シート張り等の公共施設等周辺整備の支援を行った。

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
<p>②ブルーシートやそれを支えている土嚢袋は、しばらくすると雨で磨耗してくるため、張り替えが必要になることを見越して、対策を立てておくこと。</p>	<p>ブルーシートは、住宅再建・修繕までの応急対策であることから、10月補正で知事専決、11月補正を行った鳥取県被災者住宅再建等総合支援事業により、早期の再建・修繕を促すこととする。</p> <p>【10月補正（専決処分）】鳥取県被災者住宅再建等総合支援事業 500,000千円 【11月補正】鳥取県被災者住宅再建等総合支援事業 1,201,000千円</p>
<p>③屋根の補修を必要とする家が相当数に上る。激甚災害なみの支援を行うこと。</p>	<p>このたびの地震では、半壊にまで至らない一部損壊住宅が多数発生したことから、これら被災住宅の再建・修繕を幅広く支援するため、県内市町村の理解を得て10月補正で知事専決を行い、既存の「被災者住宅再建支援制度」を拡充するとともに、「被災者住宅修繕支援金」を創設したところである。</p> <p>【10月補正（専決処分）】鳥取県被災者住宅再建等総合支援事業 500,000千円 【11月補正】鳥取県被災者住宅再建等総合支援事業 1,201,000千円 〔 上記合計 被災者住宅再建支援補助金 1,341,000千円 〕 被災者住宅修繕支援金 360,000千円</p>
<p>④「一部損壊」への支援制度が復活したことは歓迎する。同時に、屋根の改修は100万はかかるとも言われ、支援は30万円から、西部地震の時のように50万円まで引き上げること。この制度は県の制度であるから、支援対象は国の制度にとらわれることなく、ブロック塀、倉庫、離れ、商店などにも対象を広げること。</p>	<p>このたびの地震では、半壊にまで至らない一部損壊住宅が多数発生したことから、これら被災住宅の再建・修繕を幅広く支援するため、県内市町村の理解を得て10月補正で知事専決を行い、既存の「被災者住宅再建支援制度」を拡充するとともに、「被災者住宅修繕支援金」を創設したところであり、現時点で補助対象及び補助額の拡充は考えていない。</p> <p>【10月補正（専決処分）】鳥取県被災者住宅再建等総合支援事業 500,000千円 【11月補正】鳥取県被災者住宅再建等総合支援事業 1,201,000千円 〔 上記合計 被災者住宅再建支援補助金 1,341,000千円 〕 被災者住宅修繕支援金 360,000千円</p>
<p>⑤仕事ができず生活困窮から義援金がほしいとの声が出ている。しかし、「一部損壊」で被害10%未満への支援は、義援金を財源とするとしているため、住宅被害のなかった人には義援金が行かなくなる可能性がある。「一部損壊」支援の財源は義援金とは切り離し、義援金が多く被災者に行き渡るようにすること。</p>	<p>集まった義援金については、日本赤十字社鳥取県支部、社会福祉法人鳥取県共同募金会、社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会、NHK鳥取放送局、県で構成される「鳥取県中部地震災害義援金配分委員会」において配分方法を決定することとしている。</p>
<p>⑥危険判定された宅地の復旧支援制度を創設すること。 （被災前のレッドゾーン、イエローゾーンへの支援制度があるが、その活用等）</p>	<p>被災者住宅再建支援補助金では、住宅被害の程度に応じた支援金を支給することとしており、宅地のうち住宅の基礎部分の地盤が流出した場合等は被害の算定に含めることとしている。</p> <p>また、宅地や擁壁の被害により住み続けることが困難な場合は、今後市町村とともに支援のあり方等について検討する。</p> <p>レッド区域内住宅建替等補助事業については、土砂災害特別警戒区域（レッド区域）内の住宅や避難所の建替え等に際し、建築基準法に基づく構造方法を用いて、外壁強化や防護壁設置などの構造強化を行った際に要する費用の一部を市町及び県が補助する事業であり、宅地の復旧支援を行うものではないものの、今回の鳥取県中部地震で被災し、引き続きレッド区域に居住し新たな住宅の建築を行う際の外</p>

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
<p>⑦住宅ローンを抱えたまま、住宅が被災し、住宅再建のため、「二重ローン」問題が浮上する可能性がある。被災者が二重ローンで苦しむことがないように、支援制度を創設すること。</p>	<p>壁強化等の構造強化に係る経費に対して補助することは可能である。</p> <p>このたびの地震では、半壊にまで至らない一部損壊住宅が多数発生したことから、これら被災住宅の再建・修繕を幅広く支援するため、県内市町村の理解を得て10月補正で知事専決を行い、既存の「被災者住宅再建支援制度」を拡充するとともに、「被災者住宅修繕支援金」を創設したところであり、このほかの新たな住宅支援制度の創設は現時点で考えていない。</p> <p>【10月補正（専決処分）】鳥取県被災者住宅再建等総合支援事業 500,000千円 【11月補正】鳥取県被災者住宅再建等総合支援事業 1,201,000千円 〔 上記合計 被災者住宅再建支援補助金 1,341,000千円 〕 被災者住宅修繕支援金 360,000千円 〕</p>
<p>■梨の被害対策について（再）</p>	
<p>①県が落果梨の販売を支援し、通常価格との差額を半分補てんすることだが、販売できなかった梨は、支援がないことになる。傷み具合がひどく販売できない梨、出荷時期とずれているあたご梨は、販売できないので土に埋めてしまっている農家もある。共済未加入者もある。販売できなかった梨に対して、別途、損失補てん制度を創設すること。</p>	<p>自然災害による農業収入の減少を補填する制度としては農業共済があり、今回のような地震による落果被害に備えるには、果樹共済に加入していただくことが基本と考える。県ではこれまでも大規模な気象災害が発生するたび、新規加入するための共済掛金の一部を助成してきており、今回の10月専決予算でも来年度の新規加入に支援を行うこととしたところである。今後も農業共済組合等の関係機関と協力し、より一層の共済加入率向上に向けて取り組んでいきたい。</p>
<p>②落果梨を販売したことによって、被害が少なく見積もられ、共済発動要件を満たさなくなる可能性があることも、視野に入れて対応すること。</p>	<p>被害を受けた共済加入者の訳あり梨出荷量を確認したところ、各農家の栽培規模や落果による損害の大きさに対して少なかったため、訳あり梨の出荷により共済金を受けられなくなる可能性はないと考えている。</p>
<p>■災害ごみ処分について</p>	
<p>①これからようやく片付けを始める人があり、まだごみが出るのに、北栄町では災害ごみ処分場を閉鎖する動きがある。閉鎖しないよう伝えること。</p>	<p>北栄町は、11月1日時点で仮置き場を閉鎖する方針を出しておらず、今後の搬入状況を見極めて判断する旨を確認している。</p>
<p>②倉吉では、災害ごみをわざわざ倉吉市の指定ゴミ袋で出すようにしているが、住民にとっては負担である。やめるように求めること。</p>	<p>倉吉市では、被災に伴うがれき類や壊れた家具、割れた食器等の排出先として仮置き場を設けて無料で受け入れを行っているほか、さらに中部ふるさと広域連合のほうきりサイクルセンターにより、持ち込みの災害廃棄物の無料引き受けが行われており、これらにより、災害廃棄物の円滑な排出対応がなされているところである。災害廃棄物以外の生活ごみは、通常の収集ルールで行われるべきものであり、倉吉市の対応に問題があるとは考えていない。</p>
<p>■中部広域の防災センターについて</p>	
<p>○被災時のために設置した、中部広域の防災センターに電話が1本しかついていなかったことから、利用できなかった。電話設置をしておくよう求めること。</p>	<p>市町村に対しては、従来から災害時の通信の確保をはじめとした災害対策本部が設置される庁舎の防災機能の向上を求めるとともに、BCP（業務継続計画）において非常時の代替庁舎を予め定めることを推奨しており、引き続き市町村等関係機関の防災体制の充実強化を働きかける。</p>

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
<p>■避難用具の備蓄について</p>	
<p>○倉吉市は、各避難所に備蓄せず、伯耆しあわせの郷にまとめて備蓄していたため、配布が遅れた。分散配備を検討するよう求めること。</p>	<p>災害時には被災した市町村の事務が混乱することも考えられることから、現在、災害時に必要な物資の備蓄は、市町村が単独で備蓄するのではなく、県内市町村が連携の上、分担して備蓄することとしており、熊本地震を踏まえてその備蓄のあり方についても、協議検討しているところである。</p>
<p>■地域地震係数について</p>	
<p>○避難所指定になっている倉吉体育文化会館、倉吉未来中心など県立施設の被害が大きかった。重要施設、公共施設は係数を0, 25から0, 5上乘せをしているということだったが、あらためて引き上げを検討すること。</p>	<p>災害対策の指揮及び情報伝達、救護、消火活動等の災害応急対策活動に必要な施設等は、他の施設に比べ耐震性能に余裕を持たせる必要があるため、県有施設についてはすでに25%、または50%の耐震性能の割増しを行っているところである。</p> <p>この度の地震では、県立施設にも天井等非構造部材の落下や柱の一部破損等が見られたが、旧基準による取付方法や複雑な形状等が被害の要因と見受けられ、地震地域係数の引き上げが必要とまでは判断できない。</p> <p>また、古い住宅では、屋根瓦（特に土葺きの瓦）のズレ・落下が多く見られ、一部では外壁のひび割れ・落下、塀の倒れ等も発生したが、地震地域係数が要因とみられる被害は見受けられない。</p>
<p>【産廃処分場建設中止】</p>	
<p>①計画の概要版が正式に6自治会に説明されたのは、7、8月にひらかれた説明会が初めてです。住民の意見や質問、問題点の指摘を真摯に受け、応えることは当然であり追加の開催をすること。</p>	<p>10月23日の追加の事前説明会は、7月にセンターが開催した下泉自治会に対する事前説明会の中で、事業計画の説明とは別に、改めて事業地選定の経緯、理由等について説明して欲しいとの強い要請があったことから、センターが条例手続とは別に他の5自治会の希望者も対象に含めて開催したものである。</p>
<p>②少なくとも旧淀江町全体、米子市民全体の説明会を開催すること。</p>	<p>その日程は、センターは9月下旬から10月上旬等も提案したが、住民の意向で23日に決定したものであり、他方、理事会は6自治会に対する事前説明が8月上旬には完了したことから、理事との日程調整を行い、24日の開催となったものと聞いている。</p>
<p>③住民の要望である技術会議を理事会開催前に設けること。</p>	<p>10月23日の説明会で要望のあった会議の開催等については、当該説明会が本来の開催趣旨と異なり、対象者以外の方が参加、発言されるなどにより混乱したことから、本来の開催の趣旨等に沿った、常識的な運営になるのであれば開催することで、センターが住民と開催時期等も含め協議しているところである。</p>
<p>④県はセンターの事業計画案をチェックし、環境管理事業センターに意見をのべること。</p>	<p>センター事業計画案は、環境プラント案の主要な安全対策や調査結果をベースに作成したものであり、センターとしても、事業主体が環境プラント主体時から、お互い協力しながら丁寧に説明を行ってきており、主体変更後も、その都度、検討状況等を丁寧に地元6自治会に対して周知してきている。</p>
<p>⑤議会へのセンターの説明は、事業計画を確定する前にを行い、議会の意見も反映できるようにすること。</p>	<p>また、これまでも米子市議会や関連する自治連合会からの求めに応じて、情報提供や説明を行ってきているところである。</p>
<p>⑥理事会での計画の審議はすべての関係住民（佐陀川右岸土地改良区等も含む）の同意、地権者（米子市も含む）の同意を得たうえで実施すること。</p>	<p>県議会に対してはこれまでも常任委員会において、センターの検討状況、地元説明状況等について、適宜報告をさせていただいており、近くセンターが常任委員会に出席し説明することとしている。</p> <p>手続条例は、関係住民の理解促進、調整等を図ることを目的としており、条例手続に入ればすべての関係住民に対して説明会が開催され、住民の意見を聴く機会等が十分に確保され、住民意見等に</p>

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
	<p>基づき修正が必要な場合は変更することも想定した制度設定となっている。県は、手続条例に基づき事業計画が提出されれば、当該条例に則って厳格に審査を行うとともに、条例上の説明会や意見書、見解書のやり取り等により相互理解を促進し、両者の意見の調整に努めていくこととしている。</p>
【TPP】	
<p>・TPPによる輸入米の影響は前提としてきた「売買同時入札」(SBS)米が国産米より安く出回っていることが明らかになった。その要因を作った調整金を日本農業新聞の調査によると72%の輸入商社が払ったことがある回答している。「売買同時入札」(SBS)米の価格偽装問題を明らかにせず、TPP承認はありえない。また協定文書の和訳8320頁のうち2328頁しか訳されておらず、訳も間違っていたり、黒塗りの提出資料など情報のない中で、農水大臣が「強行採決は衆院議運の委員長次第」と暴言をはくなど許せない発言が相次いでいるが、承認案と関連法案の徹底審議で全容と問題点を国民に明らかにすることが国会の責務である。徹底審議を求め、農林水産業を破壊し、経済主権が奪われるTPPの今国会での承認に反対すること。</p>	<p>外交については国の専権事項であり、国民の関心も高い重要事項であることから、国会において議論が尽くされることを期待する。</p> <p>TPPの発効により農林水産業者の経営基盤が大きく揺るがされることが無いよう、国の責任において丁寧な説明を尽くし、生産者の不安感を払拭するとともに、産地競争力強化などの対策が講じられるよう、国に働きかけていく。</p>
【空中給油機配備】	
<p>①米子市内では基地周辺の限られた自治会しか住民説明会が開催されないが、空中給油機の配備は単純に騒音の問題ではなく、美保基地が訓練基地から出撃基地に変容し、相手国から攻撃の対象になるという怖れが大の問題です。全市民向けにさらに市内数か所で説明会を開くよう、県としても中四国防衛局に求めること。</p>	<p>空中給油機の配備は基地周辺住民の皆様の生活環境に関わる重要な事柄であることから、安全性や静ひつ度についての十分な検証が必要である。県としては、中国四国防衛局には、基地周辺住民への説明会の開催等について、適切に対処くださるよう、今年9月8日付け公文書で強く申入れしているところである。</p> <p>今後も説明会は開催される予定と聞いており、説明会の開催場所等については、地元米子市、境港市が住民の方々とお話しになってお決めになるものと考えている。</p>
<p>②鳥取県中部地震が発生したにもかかわらずデモフライトを実行したことに抗議します。</p>	<p>日本共産党鳥取県議団から抗議があったことは、中国四国防衛局に伝える。</p>
【中海再生】	
<p>森山堤防が2008年上部60m下部24m開削され開放水域となった。中海圏域住民の郷土食であるサルボウガイ(赤貝)や魚介類の再生復活が期待されていたが、中海の貧酸素水塊は依然として解消されず、本庄で70年漁業を営み続ける漁師からは却って魚がとれなくなったという</p>	<p>長期的スパンで見た場合、中海全体の水質は改善傾向にあり、特に平成26、27年度は、過去に比べて良好な状況を維持している。これは、長年続けてきた下水道整備等生活排水対策などの流入対策、浅場造成などの湖内対策など、これまでの各種施策効果の現れによるものと考えている。</p> <p>堤防の開削については、鳥取・島根両県知事の協定書(平成21年12月締結)に基づき、中海全域の水質の継続的な変化について、科学的データに基づき協議した上、新たな水質改善策を講じる必要が生じたと判断される場合において、「中海会議」の場などで幅広く適切な対策を検討する中で、議</p>

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
<p>声があがっている。中海が再生すれば地域経済、文化、教育にも大きく貢献できます。中海汚濁の抜本的解決のため「堤防開削」を中海会議の協議項目に入れるよう、鳥取県として米子・境港市とともに共同でアプローチすること。</p>	<p>論、検討していくものと考えている。 なお、中海環境モニタリング検討ワーキンググループ(平成27年6月設置)で専門家の意見も聞きながら、過去データを分析・検証した結果は、「堤防開削が水質変動に与える関係性は現段階の知見では結論付け困難」というものであり、水質改善への寄与度を明確に推定できていないのが現状であるが、引き続き各種データの分析・評価に取り組むこととしている。</p>
<p>【生活保護】</p>	
<p>①2015年度から冬季加算が引き下げられた。11月から3月に支給される冬季加算は、社会保障審議会生活保護基準部会報告書でも、「一般低所得世帯における生活扶助相当支出額の冬季増加分と冬季加算を単純に相对比较するのではなく、冬季に増加する支出が、冬季加算額によって賄えるか」を検証する必要があるとされているのに、厚生労働省は、その検証をしないまま冬季加算額を引き下げたが、消費税増税や生活扶助費削減のもと、あまりに過酷である。冬季加算をもとに戻すよう国に求めること。</p>	<p>国における冬季加算の見直しは、社会保障審議会生活保護基準部会報告書にある検証を踏まえた上で実施されたものと認識している。冬季加算をはじめ、生活保護基準は、国が責任をもって設定するものであり、冬季加算について国へ要望する考えはない。</p>
<p>②県独自に福祉灯油の制度をつくること。</p>	<p>灯油の購入費用については、冬期加算に含まれているものと認識しているため、県独自に福祉灯油の制度を創設する考えはない。</p>
<p>【県立美術館建設】</p>	
<p>・アンケート回収率が悪く、住民の要求や関心が低い。アンケート回収率が悪ければ建設はやめること。博物館のあり方から再検討すること。</p>	<p>県民意識調査については、対象者の半数近く(10/31現在:44%)から回答をいただき、その約7割が県立美術館について、現在検討中の整備基本構想の内容は「(おおむね)適切である」と回答され、7割以上が「(どちらかといえば)整備を進めるべき」と回答されている。 教育委員会としては、得られた結果を十分踏まえ、基本構想を策定したいと考えている。</p>
<p>【原発対策】</p>	
<p>①活断層がないとされていた2000年の鳥取県西部地震、2011年の東日本大地震、4月の熊本地震や今回の鳥取中部地震は、政府のエネルギーの基本政策から原発の撤退を余儀なくされていることをしめすものです。政府の地震対策研究推進本部が本年7月1日に報告したように、中国地方北部(鳥取・島根)に今後30年以内にマグニチュード6.8の地震発生率は40%と指摘しましたが、それも現実のものとなり、さらに京大の西村卓也准教もGPSを活用した研究で鳥取県など西日本が乗るプレートの下には、太平洋側からフィリピン海プレ</p>	<p>現在島根原子力発電所2号機に係る新規制基準の適合性確認審査が行われている。 その中で、原子力発電所の安全性確保の上で大変重要な耐震設計の基準としての基準地震動の策定の前提となる断層に関する審査が行われている。 新規制基準では、基準地震動の計算に当たっては、政府の地震調査研究推進本部が策定した「震源断層を特定した地震の強振動予測手法」等の研究成果を考慮して設定するとともに、詳細調査により活断層の位置・形状・活動性等を明らかにすることが求められている。 さらに本県として、基準地震動の策定に当たっては、地震調査研究推進本部の研究成果等も含めて常に最新の知見、評価手法等により科学的に評価されることが重要であり、国に対しては、厳格・厳正な審査を強く求めている。 引き続きその状況を確認するとともに、審査結果は専門家(原子力安全顧問)などの意見を踏まえて</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>一トが沈み込み、鳥取・島根県県境付近の近く内にはその影響で強いひずみがたまっていると指摘しておられることから、今後さらに強い地震も予測されています。このような中、原発再稼働はありえません。中国電力に対し再稼働中止を求めること。</p>	<p>対応していくこととしている。 再稼働等については、国に対し、地域の安全を第一義とし、立地県のみならず周辺地域の意見を聞くこと、また、安全対策の進捗よく状況等も踏まえ、国が責任を持って判断し、国民に説明することを強く要望している。</p>
<p>②原発事故が発生し、避難警告が出た際、被ばくの危険がある中、乳幼児を抱えて一時集結所に行くのは危険極まりない。少なくとも30キロ圏内では、安定ヨウ素剤の事前配布に踏み切ること。</p>	<p>安定ヨウ素剤については、国の原子力災害対策指針に基づき、米子市・境港市と配布方法の検討を行い、UPZ（30キロ）圏内においては、住民の徒歩圏内にある公民館・体育館等の「一時集結所」に住民分を備蓄し、小・中・高等学校や福祉入所施設にも児童・生徒・入所者分を備蓄し、さらに服用しないで避難した方も「避難退域時検査会場」で服用できるよう準備するなど、確実に保管管理でき、迅速に配布、服用できる体制を整備している。 なお、事前配布は、誤飲や紛失など保管管理の問題などがあるため慎重な対応が必要であるが、服用指示が出された時に速やかな服用が可能となることから、地元両市と引き続き検討したい。 乳幼児用の薬剤については、これまで服用時に調剤が必要で備蓄できなかったが、本年度、備蓄可能な乳幼児用ゼリー剤が開発され、県において一定量購入したため、より迅速確実な配布が可能となった。</p>
<p>【核廃絶】</p>	
<p>国連総会で核兵器禁止条約交渉開始の決議案を採択した。これは被爆者を先頭に核兵器廃絶の緊急性を訴える日本と世界の世論と運動、核兵器禁止条約の「早期締結」を求める諸政府が20年来取り組んだ歴史的成果であり、国内外で歓迎の声が広がっている。しかし唯一の被爆国の日本政府が同決議案に反対したことは、同盟国に対して反対を求める米国の圧力に屈したものであり、批判と怒りの声が上がっている。この政府の対応は、県内の多くの被爆者とその家族に対してもあるまじき態度であり、県として政府に抗議すること。</p>	<p>条約の締結など外交については国の専権事項であり、国において十分な議論を行い、国民の理解を得て進めていただきたい。</p>
<p>【その他】</p>	
<p>・日赤病院工事の残土が鳥取港においてあるが、基準値超えの砒素が含まれている。直ちに撤去すること。</p>	<p>土壌汚染対策法を所管する鳥取市と協議の上、鳥取赤十字病院に対し土壌汚染対策法に準拠した適切な管理を徹底するよう指導し、その対応を確認している。 鳥取赤十字病院の新病棟建設工事が完了する平成31年3月までには全量撤去される予定と聞いていところであるが、できるだけ早く撤去されるよう働きかけている。</p>